

平成 22 年度第 3 回仁淀川町農業委員会会議録

1. 平成 22 年度第 3 回仁淀川町農業委員会を平成 22 年 9 月 29 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 17 名

(事務局) 3 名

欠席委員 3 名

3. 議案

議案第 7 号・・・農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について（3 件）

議案第 8 号・・・農地法第 3 条 1 項の規定による許可申請書の審議について（2 件）

議案第 9 号・・・非農地証明願の審議について（7 件）

開会 午前 9 時 30 分

会長 挨拶

本日の出席数は 17 名、在任委員 21 名で過半数に達しており会は成立

本日の署名委員（●●●● ●●●●）を指名し、議案の審議に入る。

議案第 4 号

（農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について）

受付第 17 号（所有権移転）

地区担当農業委員、事務局、譲受人立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間は耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさない

ことを確認。

6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

受付第18号（所有権移転）

地区担当農業委員、事務局、譲受人 ●●●●さんの立会のもと、9月20日に現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間は耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

受付第19号（所有権移転）

地区担当農業委員、事務局、譲受人 ●●●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間は耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

議案第8号

（農地法第3条1項による許可申請意見決定の件）

受付第3号（所有権移転）

地区担当農業委員、事務局、譲受人 ●●●●さん立会のもと、9月16日に現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間は耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

受付第4号（所有権移転）

地区担当農業委員、事務局、譲受人 ●●●●さん立会のもと、9月21日に現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間は耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

議案第9号

（非農地証明願の審議について）

受付第4号

地区担当農業委員、事務局、申請土地所有者代理人の立会のもと、9月21日に現地確認を行い、申請土地は、台帳地目は畑であるが、平成4年頃より、写真のとおり宅地となっていることを確認。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

受付第5号

地区担当農業委員、事務局、申請土地所有者 ●●●●さんの立会のもと、現地確認を行い、申請土地は、台帳地目畑が2筆、田が3筆、合計5筆であるが、全て隣接する土地であり、昭和50年頃から、写真のとおり宅地となっていることを確認。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

受付第6号

地区担当農業委員、事務局、申請土地所有者代理人の立会のもと、9月17日に現地確認を行い、申請土地は、台帳地目は畑であるが、平成元年から宅地となっていることを確認。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

受付第7号

地区担当農業委員、事務局、申請土地所有者代理人の立会のもと、9月17日に現地確認を行い、申請土地は、台帳地目は畑であるが、平成元年から駐車場として利用していることを確認。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

受付第8号

地区担当農業委員、事務局、申請土地所有者代理人の立会のもと、9月17日に現地確認を行い、申請土地は、台帳地目は畑であるが、平成元年から駐車場として利用していることを確認。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

受付第9号

地区担当農業委員、事務局、申請土地所有者 ●●●●さんの立会のもと、9月16日に現地確認を行い、申請土地は、台帳地目は畑であるが平成元年頃より宅地となっていることを確認。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

受付第10号

地区担当農業委員、事務局、申請土地所有者親族 ●●●●さんの立会のもと、9月19日に現地確認を行い、申請土地は、台帳地目は畑であるが、平成10年頃より畑として利用しなく

なり、雑種地の状態となっていることを確認。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

受付第 11 号

地区担当農業委員、事務局、申請土地所有者親族 ●●●●さんの立会のもと、9 月 16 日に現地確認を行い、申請土地 27 筆は、台帳地目全て畑であるが、昭和 55 年頃から全て山林となっていることを確認。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

会 長 以上で平成 22 年度第 3 回農業委員会を閉会する。

閉会 午前 10 時 15 分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員